



医療法改正の経過

副会長 佐野文男

はじめに

少子、超高齢社会の到来が現実のものとなりつつある中で、21世紀に向かつての医療はどうあるべきかという命題に対しては諸外国にも前例はなく、われわれが世界第一の長寿国の先駆者として独自に回答を求めているかなければならない。その中でわが国の医療法は大きな役割を演じてきたことは間違いのないところである。

ここではこれまでの医療法改正の経過と第3次医療法改正の要点を述べる。

1. 医療法とは

医師法、歯科医師法等と並び、医療の供給体制を規律する法律として、わが国の衛生法規の根幹をなすもので、医業を行うことのできる施設としての病院、診療所、助産所について定める医療施設法をその中核としている。

2. 医療法の制定

医療法が制定されたのは昭和23年であるが、明治7年に現在の医療法と医師法の性格を持った「医制」が制定されている。その後、昭和17年に「国民医療法」が制定されたが、これは戦時体制下の医療提供体制の明確化と医療機関の不均衡を是正するものであった。戦後は戦時の医療体制を平時の体制に切り替えることで始まり、昭和23年、「国民医療法」は解体され、「医師法」、「歯科医師法」、「保健婦助産婦看護婦法」などの資格法と「医療法」が制定された(表¹⁾)。この「医療法」の特徴は医療提供体制の整備を主としたもので、1)病院は20床以上、診療所は19床以下、2)病院の構造設備基準、人員配置基準、3)診療所の48時間以内の患者収容、4)総合病院制度、5)助産所制度などの制度であった。その後は時代に即応しつつ、多くの改正が行われたが、

特記すべきは昭和25年(第5次)に医療経営資金の調達と医療の継続を容易にするために制定された医療法人制度の創設であった。その後も多くの改正が行われたが、高齢化社会の到来、医療の高度化・専門家、疾病構造の変化、社会的ニーズの多様化などから、「医療法」の根本的な見直しの第一歩として昭和60年12月に「いわゆる第1次医療法改正」が行われた。

3. 「いわゆる第1次医療法改正(第24次)」

昭和60年12月27日法律第109号をもって公布(昭和60年12月27日施行)されたこの改正の要点は、1)都道府県における医療計画の策定、医療計画の対象区域の設定、必要病床数の算定、2)医療法人に対する指導監督規定の整備、1人または2人医師勤務の診療所の医療法人の設立許可、都道府県知事の指導・監督規定、3)都道府県における医療審議会を設置、医療提供体制の確保に関する重要事項を調査審議、などである。ここでもっとも重要な事項は「医療計画」の導入で、医療資源の効率的な利用、医療提供体制の合理的な措置ということである。さらに細かく見ると、(1)都道府県内の状況に応じた医療圏の設定、(2)病院の必要病床数の設定、(3)整備目標、(4)へき地医療、救急医療の確保、(5)病院、診療所、薬局の相互連携、(6)医療従事者の養成確保、病院のオープン化、(7)少なくとも5年ごとの見直し、ということである。この改正項目で現在まで尾を引いているのは(2)に関連した駆け込み増床によるオーバーヘッド問題である。

4. 「いわゆる第2次医療法改正(第29次)」

平成4年7月1日法律第89号をもって公布(平成4年7月1日施行、一部は平成5年4月1日施行)されたこの改正の要点は、特に人口の高齢

化、医療技術の進歩、疾病構造や患者の受療行動の変化などに対応するもので、その要点は、1) 医療提供の理念等、2) 医療施設機能の体系化；特定機能病院、療養型病床群に関する規定（平成 5 年 4 月 1 日施行）、老人保健施設の医療提供施設としての位置付け、3) 病院、診療所等の業務委託、厚生省令で定める基準（平成 5 年 4 月 1 日施行）、4) 医療法人の業務、業務追加、5) 医業等に係る掲示および広告、施設内の医業等関連事項の掲示義務、施設外の医業等関連広告の規制見直し（平成 5 年 4 月 1 日施行）、6) 診療科名、広告できる診療科名を医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴いて政令で定める、となっている。この改正項目で重要なのは医療施設機能の体系化で、医療提供施設を大学病院のような機能を有する施設を「特定機能病院」として一方の極とし、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、かかる病院にふさわしい人員配置、構造設備等を有するものについてその名称を承認するものである。その対極には主として長期にわたる療養を必要とする患者を収容するにふさわしい療養環境を有する一群の一般病床を「療養型病床群」と位置付けたことである。現在有床診療所の療養型病床群への移行に関しては病床数算定上問題となり、オーバーベッドの地域ではこの移行はできないことになる。

5. 「いわゆる第 3 次医療法改正（案）」

医療審議会が平成 8 年 4 月 25 日「今後の医療提供体制の在り方」に関する意見を厚生大臣に具申、厚生省はこれを受けて 6 項目を骨子とする改正案をまとめた。具体的な内容についてはいまだ大半が未知数であるが、介護保険関連法案として今国会に提出され、成立後、通知、通達で明確になるものである。

1) 目的

要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保するなど、国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図る。

2) 趣旨

療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設、医療計画制度の充実、医療法人

の業務範囲の拡大等に関する規定の整備。

3) 改正の要点

(1) * 医療提供に当たっての説明に関する事項、医療を受ける者に対する適切な説明と、理解を得ることの努力規定の位置付け、(2) 診療所の療養型病床群に関する事項、診療所の療養型病床群の設置、診療所の 48 時間制限の適応除外、病床規制の対象、厚生省令で構造設備・人員配置を規定、(3) 地域医療支援病院に関する事項、地域医療支援病院の位置付け、都道府県知事承認、地域医療機関による医療提供の支援（共同利用、オープン化）、救急医療の実施、地域の医療従事者の研修、厚生省令で定める数以上の病床（200 床）集中治療室、病理検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、諸記録などを有すること、総合病院に関する規定を廃止すること、（単科診療科であっても、上記要件該当の場合は認可可能？、患者紹介率は 60% 以上）、(4) 医療計画に関する事項、二次医療圏ごとに次の事項を定める。地域医療支援病院、療養型病床群の整備目標等、機能を考慮した医療施設の整備目標、設備、器械・器具の共同利用等、医療施設相互の機能分担および業務連携、救急医療の確保、へき地医療の確保、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等医療従事者の確保、(5) 医療法人に関する事項「* 1 - (一)」、特別医療法人の位置付け、(6) 医業等に関する広告に関する事項、療養型病床群の有無、照会先の病院・診療所の名称を広告事項に追加。

4) 施行期日等

公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、* 印に関する事項については、公布の日から施行すること。この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

概略は以上のようなものであるが、このうち最も注目されるのは「地域医療支援病院」の創設で、第 2 次医療法改正で創設された「特定機能病院」と「療養型病床群」に次ぐ第 3 の医療機能の分化である。その使命は、かかりつけ医など地域の医療機関を支援するもので、開設主体には高い公益性が求められ、都道府県知事の承認が必要である。

医療法人の場合は、医療法で新たに規定する「特別医療法人」が開設する病院のみが対象となる。厚生省は全国に344ある二次医療圏に複数の設置を予定している。新設される特別医療法人は財団または持ち分の定めのない社団医療法人で公益性が高く、地域医療支援病院を開設する医療法人をいい、これまで認められなかった収益事業を行うことができる。とは言っても、二次医療圏に一つずつ地域医療支援病院を整備すると334施設となる。全国に総合病院が1163病院もあり、日赤、済生会、厚生団、国保、社保、公益法人の総合病院合計は330、公立との累計は894にもなり、民間病院が特別医療法人となってこの中に入る余地はあるのかどうかは大きな問題であるという声も聞か

れる。なお、北海道総合医療協議会で推進している地方センター病院や地域センター病院構想とは別個なものであると認識している。いずれにしても、今回の第3次医療法改正案は医療の地域性に関する認識に乏しく、また、第一線でわが国の医療を支えている民間病院の活力が発揮される場が少なくなってきたように思われる。本格的な超高齢社会における保健・医療・福祉をめぐる課題は数多く残されているが、よりよい制度の確立のために提言を躊躇してはならないと思う。

参 考

- 1) 厚生省健康政策局総務課編：医療法・医師法（歯科医師法）解，医学通信社，1994。

表 医療法の改正経緯¹⁾

	公布日	番号	概 要
制定	昭 23.7.30	205	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設類型（病院、診療所、助産所、総合病院） <ul style="list-style-type: none"> ・開設主体、手続き ・構造設備 ・職員配置 ・医療監視 ○公的医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省に医療機関整備審議会、診療報酬審議会を設置 ・都道府県に医療機関整備審議会、公的医療機関運営審議会を設置 ○広告・診療科目の規制
1次	24.5.14	67	<ul style="list-style-type: none"> ○往診専門医師、出張専門助産婦への規制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生大臣又は知事による報告命令、書類提出命令 ○広告についての厚生大臣告示を認める規定導入
2次	25.3.28	26	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所設置市については医療監視の権限を市に移管
3次	25.3.31	34	<ul style="list-style-type: none"> ○横並びで審議会を統合 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生省に医療審議会を設置 ・県医療機関整備審議会の運営権限を政令から条例に委任
4次	25.4.1	83	<ul style="list-style-type: none"> ○診療科名の追加（7診療科）
5次	25.5.1	122	<ul style="list-style-type: none"> ○医療法人制度創設
6次	26.11.12	259	<ul style="list-style-type: none"> ○診療所の患者収容時間制限規定の特例の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・制定時の附則により定められた13条の適用除外(3年間の特例措置)をさらに3年間延長(参考) 1. 改正前の第13条診療所の管理者は、同一の患者を48時間を超えて収容してはならない。但し、臨時応急の処置を施した患者であって48時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りではない。 2. 前項但書きの規定によって、48時間を超えて患者を収容した場合には、当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

			* 副則あり
7次	27.5.1	129	○ 診療科名の追加 (1 診療科)
8次	28.8.10	191	○ 制定時の附則で定められた構造設備に関する規定の適用除外 (一部の医療機関に限定した 5 年間の特例措置) を当分の間延長
9次	28.8.15	213	○ 医療機関の構造設備、職員配置基準の緩和等 ・ 知事の許可を受けての例外や知事の別段の定めを認めた
10次	29.4.6	62	○ 診療所の患者収容時間制限規定の特例の期限切れに伴い、規定そのものを強制規定から努力規定に変更 (参考) 改正後の第 13 条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者の 48 時間をこえて収容しないようにつとめなければならない。
11次	37.9.15	161	○ 横並びで行政不服審査規定を整備 ・ 現行法第 25 条の 2 を追加
12次	37.9.15	159	○ 公的性格を有する病院の開設、増床等の規制
13次	39.7.6	152	○ 地共済法の改正に伴う形式的改正
14次	40.6.11	127	○ 診療科名の追加 (2 診療科)
15次	43.5.15	47	○ 医師法の改正 (臨床研修の導入) に伴う改正
16次	45.6.1	111	○ 許認可整理の一環として医療法人の定款等の変更手続きを一部緩和 (事務所所在地の変更は届出で可)
17次	50.6.25	43	○ 診療科名の追加 (2 診療科)
18次	53.10.27	96	○ 診療科名の追加 (6 診療科)
19次	58.12.3	82	○ 国共済法の改正に伴う形式的改正
20次	59.8.10	71	○ 専売公社の民営化に伴う改正 (公的病院から削除)
21次	59.12.25	87	○ 電電公社の民営化に伴う改正 (公的病院から削除)
22次	60.7.12	90	○ 地方への権限委譲の一環として公的医療機関運営審議会の設置権限等を法律・政令から条例に委任
23次	60.12.4	102	○ 許認可整理の一環として病院開設者等に対する変更許可事項数を削減
24次	60.12.27	109	○ <u>いわゆる第 1 次医療法改正</u> ・ 医療計画の制度化 ・ 医療法人に関する規定の整備 (監督規定の強化、一人医師医療法人創設等)
25次	61.12.21	106	○ 老人保健施設の制度化に伴う改正 ・ 医療計画における取扱い ・ 医療法人の業務 ・ 24 次改正法附則の変更
26次	61.12.4	93	○ 国鉄の民営化に伴う改正 (公的病院から削除)
27次	62.9.26	98	○ 精神衛生法の改正に伴い、医療法人の業務に精神障害者社会復帰施設の設置を加える。
28次	平 2.6.27	50	○ 簡易生命保険法の改正に伴う改正 (簡易保険郵便年金事業団の名称変更)
29次	4.7.1	89	○ <u>いわゆる第 2 次医療法改正</u> ・ 医療提供の理念規定の整備 ・ 医療施設機能の体系化 (特定機能病院及び療養型病床群の制度化) ・ 医療に関する適切な情報提供 (広告規制の緩和及び院内掲示の義務付け) ・ 医療機関の業務委託の水準の確保 ・ 医療法人に関する規定の整備